

## 只木ゼミ春合宿第1問

看護師である X は、入院患者 A に風邪薬を支給すべきであるところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。他方で、相前後して、別の看護師 Y も、A に風邪薬と一緒に飲む予定の胃薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。

その後 A は、これらの事情に気づかないまま、支給された両方の劇薬と一緒に飲み、死亡した。

なお、X と Y の間に意思の連絡はなく、両者が支給した劇薬は全く同種同質のものであり、どちらの劇薬の作用により A が死亡したのかは明らかではない。

X と Y の罪責を論ぜよ。